

議第7号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の種類及び金額)				(手数料の種類及び金額)			
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			
種類		1件につき		種類		1件につき	
(1)の部～(58)の2の部 (略)				(1)の部～(58)の2の部 (略)			
(58)の3 液化石油				(58)の3 液化石油			
ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この部において「法」という。）の施行に関する事務		(1)の項～(3)の項 (略)		ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この部において「法」という。）の施行に関する事務		(1)の項～(3)の項 (略)	
		(4)の項～(6)の項 (略)				(4)の項～(6)の項 (略)	
		(7) 法第35条の6第1項に規定する保安確保機器設置等の認定の申請に対する審査	保安確保機器設置等認定申請手数料 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数（以下この項において「一般消費者等数」という。）が千戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が千戸以上一万戸未満のものにあつては80,000円、一般消費者等数が一万戸以上のものにあつては110,000円	(7) 法第35条の6第1項に規定する保安確保機器設置等の認定の申請に対する審査	保安確保機器設置等認定申請手数料 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数（以下この項において「一般消費者等数」という。）が千戸未満のものにあつては55,000円、一般消費者等数が千戸以上一万戸未満のものにあつては80,000円、一般消費者等数が一万戸以上のものにあつては98,000円	1申請をもつて1件とする	
(8)の項 (略)				(8)の項 (略)			
		(9) 法第37条の2第1項に規定する貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	(9) 法第37条の2第1項に規定する貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額		
(10)の項～(16)の項 (略)				(10)の項～(16)の項 (略)			
(59)の部 (略)				(59)の部 (略)			
備考 (略)				備考 (略)			
2 (略)				2 (略)			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。